











ふるさと納税

東久留米市

ふるさと納税の返礼品を登録してみませんか？

東久留米市では、市にふるさと納税をしていただいた方に贈る返礼品を募集しています。

ふるさと納税制度は年々注目を集めており、令和７年度の全国の寄附件数は約5,９６３万件、寄附総額は約1兆３，３１４億円となりました。
当市においても寄附額は増加しており、令和７年度の寄附受入額は多摩２６市の中で３位となっております。

今後もふるさと納税のさらなる取組の推進をするに当たり、市の魅力ある商品や体験を市外の方にPRする場として、事業者の皆様にぜひ返礼品制度を活用していただきたいと考えております。

事業者様におかれましては、ぜひ、このご案内をご一読いただき、返礼品の登録につきましてご検討いただけますと幸いです。



東久留米市　地域振興課　労政商工係

◎ふるさと納税ってどういう制度？

ふるさと納税は、「納税」という表現がされていますが、実際には「寄附」制度です。

自分が生まれ育ったふるさとや、かつて居住していた街など、現在居住していないけれど応援したい自治体に寄附を行うと、寄附額から2,000円を引いた額について、所得税と住民税から還付 ・ 控除を受けることができます。

還付 ・ 控除が受けられる金額には上限がありますが、寄附する自治体や、寄附金の使途を自分で選べることが大きな特徴となっており、後述する返礼品の存在と相まって、年々利用者は増加しています。

ふるさと納税により寄附があった場合、多くの自治体では、寄附をいただいた方への感謝の気持ちを表し、地元の特産品などを「返礼品」として送っています。

返礼品の内容は食品や工芸品などのほか、ホテルや観光施設の利用券、高齢者の見守りサービスなど多岐にわたり、自治体にとっては地域の名産品や産業を全国に発信できる貴重な機会となっています。このような状況の中、東久留米市では、市や市内事業者の魅力をさらに発信するよう取り組んでいます。

東久留米市には、たくさんの魅力ある商品・サービスが存在します。これらのものを市外に発信し、返礼品を通じ、市外に住む方々に東久留米のファンになっていただければと考えております。

◎返礼品を登録するとどんなメリットがあるの？

- **インターネットを活用した、商品・サービスのＰＲを無料で行うことができます。**

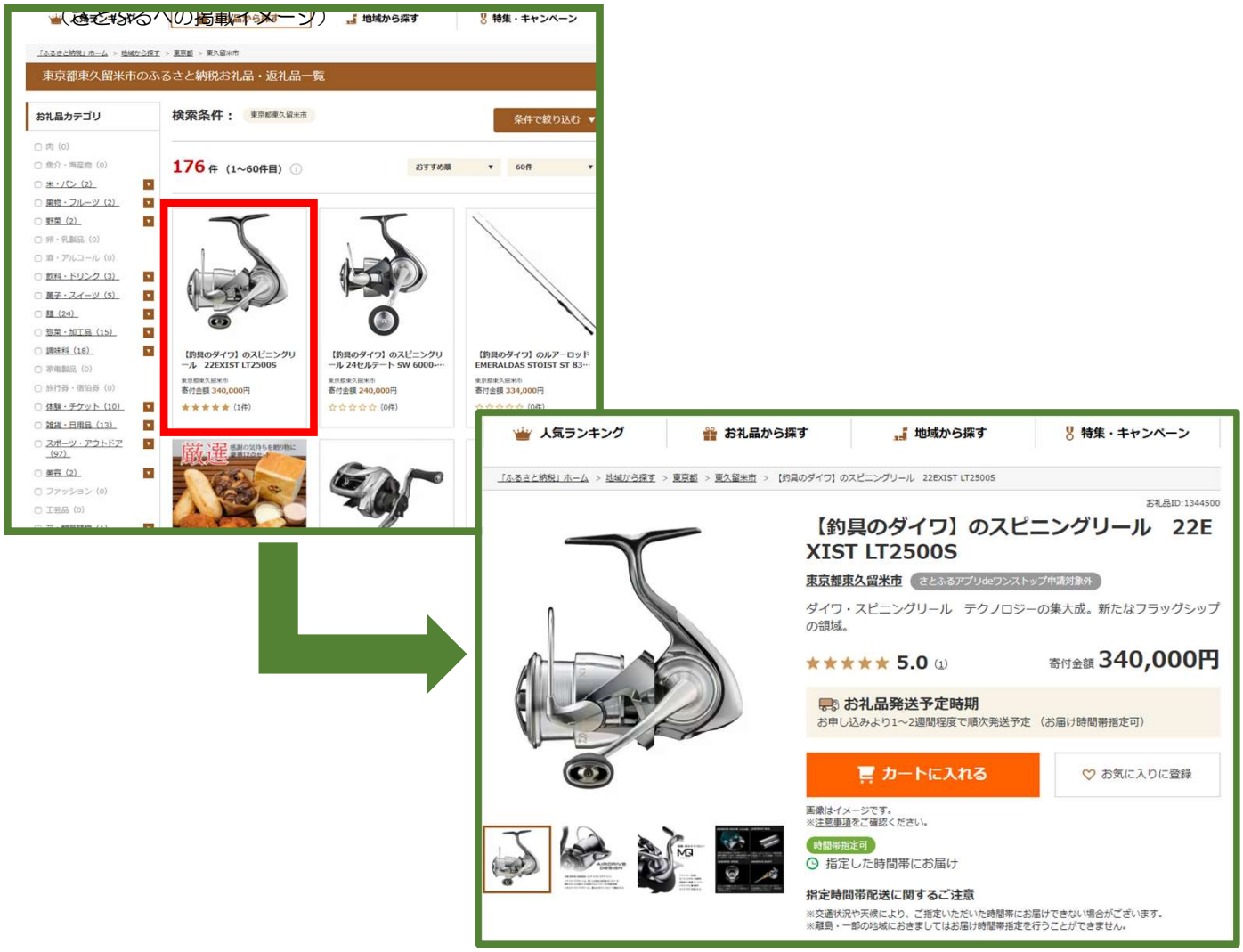
返礼品を登録することで、株式会社さとふるが運営するふるさと納税サイト「さとふる」、楽天グループ株式会社が運営するふるさと納税サイト「楽天ふるさと納税」、 LINEヤフー株式会社が運営するふるさと納税サイト「Yahoo!ふるさと納税」、株式会社トラストバンクが運営するふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」に、返礼品の画像や商品名、事業名などを掲載できます。（令和８年４月１日現在）

さとふるには2025年１２月末時点で１，１００万人以上が会員として登録しており、日本全国へ商品やサービスをPRすることが可能です。

また、登録やホームページへの掲載に係る費用は一切無料となっています。

- **返礼品発送時に自社のパンフレット等を同梱することで、販売促進やPRが可能です。**

（返礼品の価格が分かるカタログなど、一部同梱できないものがあります）



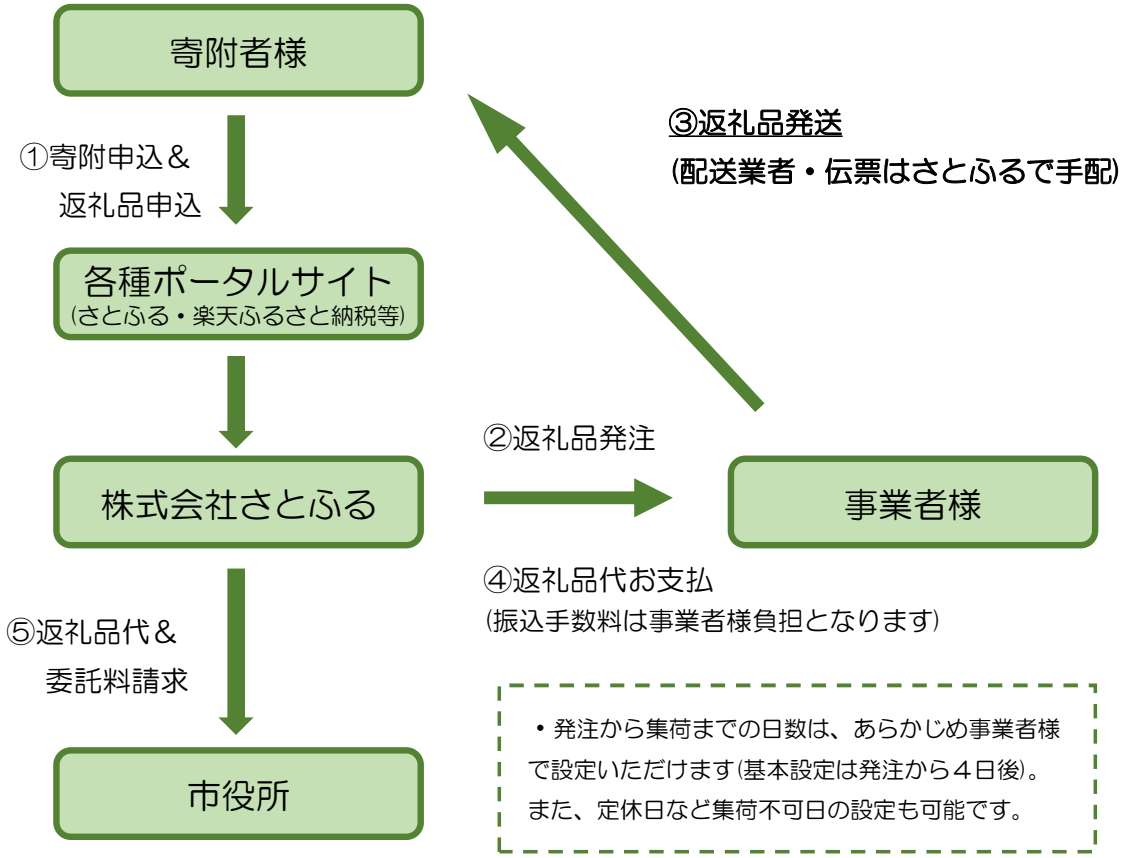
◎返礼品の申込みがあった場合にはどんな事務が必要になるの？

東久留米市のふるさと納税は、原則インターネットを利用した各種ポータルサイトからの申込みとなります。寄附申込みから返礼品発送までの流れは次のとおりです。なお、事業者様において寄附者の個人情報を扱うことはありません。

・各種ポータルサイトに申込みがあった場合の発送までの流れ

※③が事業者様に行っていただく事務です。

寄附者から返礼品の申込みがあった場合、株式会社さとふる（※）から事業者様へ連絡があります。配送業者の手配及び伝票の作成はさとふるが行いますので、返礼品の梱包等の準備をしていただき、配送業者が集荷に参りましたら発送をお願いします。また、返礼品代については集荷月の翌月末にさとふるから支払われます(請求不要です)。



（※）株式会社さとふるについて
市では、ふるさと納税の募集や返礼品の発送等に係る業務の一部を(株)さとふるに委託しております。

◎返礼品の提供事業者になるために必要なことはありますか？

（１）次の全ての要件に適合している必要があります。

（ア）各種法令に沿った生産、製造、販売又はサービス提供等を行っていること。

（イ）原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかが市内にある企業・団体または個人事業者であること。

（ウ）代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。

（エ）申込み時に、市税の滞納がないこと。

（オ）インターネット及び電子メールを使用できる環境を有していること。

◎どのような商品・サービスを返礼品として募集していますか？

（１）次に掲げる条件を満たしている商品、サービス等を募集します。

（ア）市が発行する刊行物やパンフレット等に取り上げられた実績がある等、広く市民に市の産業振興に資する資源としての認識が得られているものであること。

（イ）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。

（ウ）平成３１年総務省告示第１７９号に定める**地場産品基準**に適合するものであること。

■地場産品基準

下記の(1)～(9)（総務省告示第１７９号（令和８年３月３１日最終改正）第６条各号　一部引用）のいずれかに該当するものであること。ただし、下記の要件に適合しても、ふるさと納税ポータルサイト事業者の掲載基準に合致しない場合など、市が適当でないと認めた場合は、選定されないことがあります。

（1）　東久留米市内において生産されたもの。
（2）　東久留米市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの。
（3）　東久留米市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの（ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、東久留米市が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限る）。
　(イ)　東久留米市内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明（ロにおいて「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの。
　(ロ)　東久留米市が寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該寄附金の募集を開始する日までに、東久留米市によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの。
（4）　東久留米市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内 において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）。
（5）　東久留米市の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
　(イ)　形状、名称その他の特徴から東久留米市の独自の返礼品等であることが明白なもの
　(ロ)　指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、東久留米市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの
　(ハ)　指定対象期間において、東久留米市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの
　(ニ)　指定対象期間において、東久留米市が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの

◎どのような商品・サービスを返礼品として募集していますか？

■地場産品基準

（6）　（1）か（5）のいずれかに該当する返礼品と当該返礼品に付帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品の主要な部分が東久留米市に相当程度関連性のあるもの。
（7）　東久留米市内で提供される役務（サービス）その他これに準ずるもの(（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。)であって、 当該役務の主要な部分が東久留米市に相当程度関連性があるもの。
（7-2）　東久留米市内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
（7-3）　東久留米市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
　(イ)　当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
　(ロ)　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）
（7-4）　東久留米市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
（8）　次のいずれかに該当する返礼品等であること。
　(イ)　東久留米市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において(1)から(7)のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
　(ロ)　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
　(ハ)　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
（9）　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

（2）返礼品の提供価格と寄附金額の目安について

	返礼品の提供価格	寄附金額
1	1，300円	5，000円
2	2，400円	10，000円
3	6，000円	20，000円
4	上記以上の価格	返礼品の価格が 30%以下になるよう設定

※上記の表に定める寄附金額は例示で、実際の寄附金額については総務省が
　定める基準・返礼品の大きさに応じ、市にて算定を行います。
※返礼品の提供価格は梱包費及び消費税を含みます。
※送料は市で負担するため、返礼品の提供価格には含まれません。

◎返礼品を登録することで負担はあるの？

返礼品の登録により、事業者様によっては、次のような点が負担となる場合があります。

・インターネット環境が必要です

さとふるへの登録や連絡は電子メールで行いますので、電子メールのやり取りができるインターネット環境が必要です。

・梱包の際のルールがあります

さとふるでは、梱包についてのルールを設けていますので、これに従って梱包材を用意する必要があります。例えば緩衝材に新聞紙やチラシを使ったり、他製品の箱や使用済みの段ボール等を外箱とすることはできません。

・返礼品の在庫管理が必要になります

返礼品の確実な発送のため、在庫の一部をふるさと納税用として確保していただくなどの対応をお願いします。なお、さとふるではあらかじめ在庫数を登録し、それ以上の申込みは受けられないように設定することができます。

・返礼品の内容を変更する際はその都度連絡や手続きが必要です

返礼品として登録いただいた商品等の価格や内容(パッケージ、数量等)を変更する場合、市に連絡していただくとともに、さとふるでの手続きが必要です。

なお、価格を値上げした場合は、総務省告示で定める基準を上回らないよう、寄附金額の見直しをさせていただくことがあります。

・こまめなメールの確認をお願いします

発注連絡等、さとふるからの連絡は基本的にすべて電子メールで行われますので、見落としのないようお願いします。

◎返礼品を登録したい場合はどうすればいいの？

１．市役所に申請する（①、②のいずれかの方法）。

①市HP「ふるさと納税返礼品提供事業者の募集について」のページ内にある「東久留米市ふるさと納税返礼品等事業者認定申請フォーム」からWEB申請を行います。

②東久留米市HPに掲載もしくは市役所６階の地域振興課で配布する「東久留米市ふるさと納税返礼品等事業者認定申請書」に必要事項を記載し、地域振興課窓口に提出します。

２．市の承認を受ける。

市では、提出いただいた内容を確認し、承認・不承認の決定通知書をお送りいたします。承認された場合、市は承認した事業者の担当者名、メールアドレス等の情報を㈱さとふるに伝え、ポータルサイトの登録に必要となる書類一式を送付するよう依頼します。

３．㈱さとふるとの契約、返礼品の登録

返礼品の購入・配送手配は、㈱さとふるが行うため、事業者の皆様は㈱さとふると契約を締結する必要があります。送られてきた書類を確認の上、契約締結をお願いいたします。契約締結後、インターネット上のポータルサイトに事業者情報・返礼品情報を登録します。

４．㈱さとふる・市の確認及び承認

事業者の皆様にご登録いただいた情報は、㈱さとふる及び市の確認を経て、登録完了となります。その際、㈱さとふるは返礼品の表現や梱包方法の確認、市は寄附額の設定などを行います。当該期間は、概ね２週間～１カ月程度かかり、各混雑状況により前後する可能性がございます。

５．登録完了

登録が完了すると、インターネット上で事業者の皆様の返礼品が公開されます。

◎その他、留意事項

・返礼品の寄附金額設定については、総務省が示している基準に適合するよう、市で設定させていただきます。大まかな目安につきましてはP.7の「返礼品の価格と寄附金額の目安について」をご参照ください。なお、さとふるのシステム上、個別の寄附金額設定は応じかねますので、予めご了承ください。

・登録した返礼品の掲載情報の修正や削除は随時可能です。また、返礼品の追加の登録も随時受け付けております。

・医薬品、医療機器、毒劇物、爆発物(花火)、生き物(食用を除く)、消費期限が短い(3日以内)食品など、返礼品にすることができないものがあります。

【お問い合わせ・ご相談は】
東久留米市役所　地域振興課　労政商工係
〒２０３－８５５５
東久留米市本町３－３－１
ＴＥＬ：０４２－４７０－７７４３
E-Mail:chiikishinko@city.higashikurume.lg.jp